

○浜田復興副大臣 ただいまより第11回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

まず、会議の開催に当たり、議長であります竹下復興大臣より皆様に挨拶を申し上げます。

○竹下復興大臣 おはようございます。連日暑い日が続いておりますが、この福島の復興にかかわる協議会に出席をいただきまして、ありがとうございます。お忙しい中、本当に感謝をいたします。

我々も、皆さんと一緒に なりまして、福島の復興なくして日本の復興はないという共通認識で、今日まで、ともに二人三脚で走り続けてきたところでございます。しかし、残念ながら、まだ避難生活をしていらっしゃる方が10万人を超えるという厳しい状況が続いております。津波、地震だけの被害であった岩手、宮城については、さまざまなものが見え始める、あるいはでき始めるという状況になっておりまして、住民の皆さん方も、おっという期待感をはっきり形として持てるような状況にだんだんできておりますが、残念ながら、福島の場合はまだそこまでいっていないという厳しい状況にあり、我々としては、さらに一段、さまざまな施策を加速化させて、ふるさとをしっかりと取り戻してもらおうという作業を懸命に続けていかなければならないと考えております。

いろいろなことをやって、今まで動き始めている部分もあります。1つは、先日、福島の12市町村の将来像の取りまとめというものをやらせていただきました。また、檜葉町では9月5日に避難指示を解除するというのを、きのうの朝の原子力に関する閣僚会議で正式に決定させていただきまして、これからふるさとを取り戻す作業をまさに本格化しなければならぬという状況でございます。それから、ほかの市町村につきましても、帰還困難区域を除きまして、1年半後ぐらいまでに必ず帰れる状況をつくるということを国としてお約束というか、住民の皆さん方にお示しをさせていただきました。お示しをさせていただいた以上は、帰れる状況をつくるというのは、我々も、皆さん方も、まさに同じ課題、同じ目標になっておるわけでありまして、我々も懸命に頑張り抜いて、帰れるという状況を実確につくり上げていかなければならないと考えております。

きょうは、いよいよ来年度の予算編成の概算要求の締め切りが今月末でもございます。そういった関係もございまして、皆さん方から真摯な意見、そして本音の意見、しっかりと伺いして、我々も懸命に対応していこうと思っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○浜田復興副大臣 続きまして、望月環境大臣より挨拶を申し上げます。

○望月環境大臣 どうも皆さん、おはようございます。環境大臣の望月義夫でございます。御参集の皆様におかれましては、現場において日々福島の復興再生に取り組まれておりますことに改めて感謝と敬意を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ことし6月の復興推進会議において、今後5年間については、復興・創生期間と位置づ

けられました。被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していくため、福島の復興は最優先の課題と認識し、取り組んでおります。

環境省といたしましては、具体的には除染の推進と中間貯蔵施設の整備、そしてまた、災害廃棄物及び汚染廃棄物の処理、さらには放射線の影響に係る住民の皆さんの健康管理等に、これまでも全力で取り組んでまいりました。今後とも、政府として全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

まず、除染についてでありますけれども、国直轄の除染については、除染の対象となる11市町村のうち、避難指示解除準備区域と居住制限区域につきましては、これまでに田村市、川内村、大熊町、楢葉町の全体、さらに、葛尾村、川俣町及び飯舘村の宅地部分で除染実施計画に基づく面的除染が終了いたしました。また、帰還困難区域であっても、地域の復興のために不可欠な広域インフラ等については、さらに個別に除染を実施してきているところでございます。先月の14日には、国直轄除染を実施する予定となっている全ての地域におきまして、除染工事の契約を締結したところであります。今後とも復興の動きと連携し、除染の加速化、円滑化のために施策を総動員し、しっかりと事業をしてまいりたいと思っております。

市町村除染につきましても、福島県をはじめ、8県全ての地域で来年度中には除染を完了する予定になっており、国としても引き続き、財政的措置はもとより、技術的支援を行ってまいりたいと思っております。

また、福島の除染と復興の推進に向けて必要不可欠な中間貯蔵施設でございますが、本年2月に福島県並びに大熊町及び双葉町に施設への搬入を受け入れていただきましたことに関しまして、改めて心から御礼といたしますか、感謝を申し上げます。ありがとうございます。3月から、大熊、双葉両町を含む11市町村の仮置き場から施設の保管場へパイロット輸送を順次開始し、これまでに9市町村については終了いたしました。引き続き、安全かつ確実な輸送を行ってまいりたいと思っております。

施設の整備に当たっては、地権者の御理解をいただくことが大前提であり、担当職員の増員を図るなど、用地業務の執行体制を強化しております。引き続き、地権者の皆様に一層丁寧な説明を尽くすとともに、これを加速化させていきたいと考えております。

フクシマエコテックを活用いたしました埋め立て処分につきましては、中間貯蔵施設とあわせて福島県の復興のために必要不可欠と考えております。受け入れについて御理解いただけるよう、引き続き尽力してまいりたいと思っております。

引き続き、関係市町村の皆様丁寧に丁寧な説明を重ね、その御理解を得ながら、これまでの復興再生に全力で取り組んでこられた皆様方とともに、今後も力を合わせ、復興の加速化に努めてまいり所存でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○浜田復興副大臣 続きまして、内堀福島県知事より御挨拶をお願いします。

○内堀福島県知事 本日は、竹下大臣、そして望月大臣をはじめ、政府の皆さんにはお忙しい中、福島までお越しいただきました。また、日ごろから本県の復興再生のために大変

な御尽力をいただいていることに対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。特に平成28年度以降の復興事業のあり方について議論を重ねた上で、必要となる復興財源の確保を図るなど、しっかりとした対応、福島県サイドの思いを踏まえた対応をいただいたことに対し、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

震災から、間もなく4年と5カ月を迎えます。おかげさまで、この間、明るいニュースも増えてまいりました。一方で、先ほど竹下大臣も触れられましたが、今なお11万人近い方々が県内外で避難生活を送っている、あるいは風評も根強く残る、こういった難しい課題も多々ございます。

そのような中で、東京電力の福島第一原発においては、現在、1号機の建屋カバーパネルの撤去、あるいは3号機の燃料プールからの大型瓦れきの撤去等が行われております。これらは住民が安心して帰還していく上でも、あるいは風評払拭という面でも大変大きな影響を及ぼすものであり、引き続き国が前面に立ち、安全かつ着実な廃炉作業を進めていただくよう、また、県内原発の全基廃炉とあわせて、改めて強く要請をいたします。

本日は、平成28年度予算について議論をさせていただきますが、いよいよ復興・創生期間の第一歩となる予算となります。イノベーション・コースト構想や避難地域12市町村の将来像、こういったものを形にする上でも極めて重要でございます。

大臣をはじめ、皆さんにおかれましては、きょうここに出席をしております福島の各団体あるいは自治体の強い思いを真摯に受けとめていただいて、福島復興の加速化、目に見える形でのさらなる推進に向けて、引き続き御尽力をいただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。（拍手）

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方は、ここで御退室願います。

（報道関係者退室）

○浜田復興副大臣 それでは、本日の議事進行に移らせていただきます。

まず国側から、続いて福島県から一通り御説明申し上げます。その上で、御出席の皆様との間で意見交換をさせていただきたいと考えております。

それでは、福島復興・再生に向けた取組状況について、事務局から説明させます。

○ 復興庁から、資料1に基づきまして、福島復興・再生に向けた取組状況について御説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

初めは、子ども被災者支援法の基本方針の改定についてでございます。

この子ども被災者支援法は、平成24年6月に施行されまして、翌年10月に現行の基本方針を策定いたしました。今般、集中復興期間が終了し、復興・創生期間が始まるに当たりまして、今後、どのような施策をどのような方針で行っていくべきか、その基本方針を示す必要がございます。また、発災から4年が経過いたしまして、避難指示区域以外の線量が大幅に低減している現状がございます。他方、長期にわたる避難生活で、避難先での生

活が定着しつつあるという状況も出てきております。被災者がみずから居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、今般、基本方針を改定することとなりました。なお、今回が初めての改定となります。

改定案の主な内容でございますが、支援対象地域については、支援対象地域の線量が発災時と比べ大幅に低減していることから、現在においては避難する状況にはないということをも明記いたしました。

一方、被災者が帰還か他の地域への定住かを新たに判断するためには一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はせず、引き続き必要な施策を行っていくことといたしております。

2 ページに支援施策についての変更点を記載しておりますけれども、今回の指針では、個別施策を列挙することはやめまして、特に重要な住宅や健康に関する施策についてのみ記載することといたしました。

改定案につきましては、7月10日から本日までパブリックコメントを行っておりまして、これまでのところ、750件のコメントが寄せられております。主な意見といたしましては、基本方針策定時と同様に、年間1ミリシーベルト以上の地域を支援対象地域とすべきですとか、あるいは年間1ミリシーベルトでも安心できないといった御意見ですとか、あるいは帰還を強制しないでほしいという御意見、さらには住宅の無償支援を継続してほしいという御意見などをいただいているところでございます。今後、いただいた御意見を整理いたしまして、必要な修正を行った上で、8月下旬に閣議決定をして、国会に報告したいと考えております。

3 ページをご覧ください。

昨年12月、復興大臣のもとに有識者検討会を設置いたしまして、避難指示が出された福島12市町村の将来像についての議論を重ねてまいりました。さまざまについての議論をいただきましたけれども、提言の取りまとめに当たっては、県や市町村の皆様方からの意見もできるだけ反映させていただきまして、先月30日、大西座長から竹下大臣に提言が手交されました。提言には、30～40年後の地域の姿を見据えながら、当面の対応として、オリンピックイヤーの2020年の課題と解決の方向が整理をされております。その中では、福島復興は国の責務であること、また、広域自治体としての県の役割の重要性も指摘をされております。

4 ページをご覧ください。

提言では、30～40年後の姿として、人口は今後、復興が着実に進めば、震災前に推計された人口見通しを上回る可能性があること、また、空間線量についても、物理減衰のみで相当程度低減することなど、明るい材料も示されております。

そのための主な取組といたしまして、イノベーション・コースト構想を中心とした新産業の創出と生業の再生、また、地域公共交通や二次救急医療分野における広域連携の拡充、また、各市町村で進められております復興再生拠点の整備などが挙げられております。

今後は、国・県・市町村・民間が十分連携いたしまして、提言内容のフォローアップも含めて、提言の実現に向けた取組をしっかりと前に進めていきたいと思っております。

2枚ほど飛ばしていただきまして、7ページをご覧ください。

本年5月7日、福島復興再生特別措置法の一部改正法が施行されました。今般の改正では、一団地の復興再生拠点の整備や帰還環境整備交付金の創設などを行いましたけれども、現在、これらを活用し、大熊町の大川原地区において新たな市街地を整備するための準備を進めております。本年度中に都市計画事業の認可等の手続を行いまして、平成28年度に先行的な工事に着手、平成29年度の一部完成を目指しております。各市町村においても、さまざまな復興計画を構想されておりますので、今後、県や市町村の皆様とよく相談しながら、復興に向けた環境整備を進めていきたいと考えております。

8ページをご覧ください。

震災から4年を経過した今なお、農林水産業や観光業を中心に、幅広い産業分野で風評被害が続いております。このため、昨年策定いたしました風評対策強化指針に基づきまして、本年6月にタスクフォースを開催しまして、関係省庁の取組状況のフォローアップを行いました。竹下大臣からは、汚染水対策の徹底、放射線リスクに対する正確な情報の国内外への浸透、教育旅行などの誘客強化などに一層取り組むよう、直接指示をいたしたところでございます。引き続き、県ともよく連携しながら、官民挙げて風評対策の強化に取り組んでまいります。

9ページをご覧ください。

6月24日の復興推進会議におきまして、平成28年度以降5年間の復旧・復興事業の枠組みが決定されました。地震・津波被災地域を中心に、復興は着実に進展しておりますけれども、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されまして、10年以内の復興完了は難しい状況にございます。復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組む必要があると認識いたしております。

今後の復興につきましては、被災地の自立につながるものとし、地方創生のモデルとする観点から、平成28年度以降の5年間で復興・創生期間と位置づけることといたしました。

10ページをご覧ください。

復興財源につきましては、復興・創生期間の事業規模を6.5兆程度と見込んでおりまして、復興期間10年間で32兆円程度となります。この財源につきましては、集中復興期間中の財源の精査を踏まえまして、新たに最大3.2兆円程度を確保いたしましたところでございます。

最後に、この全体の資料の一番最後に配付させていただきましたけれども、このたび、避難指示解除準備区域等における公共インフラの復旧見通しを示します工程表の見直しを実施いたしました。避難指示解除準備区域等10市町村の道路、上下水道につきましては、現在、平成28年度末までにおおむね復旧できるよう取り組んでおりまして、これはこの6月に改定をいたしました福島復興指針に示されました、平成28年度末までに避難指示解除できるよう環境整備を加速化するといったことと整合的なものとなっております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○浜田復興副大臣 次に、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂の進捗について、また、福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、この両件につきまして、原子力災害対策本部から説明させます。

○ それでは、御説明申し上げます。資料2をご覧ください。福島復興指針改訂の進捗についてでございます。

1枚おめくりください。

先般6月12日の閣議決定におきまして、遅くとも事故から6年後までに、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備を加速するということが決まっております。既に解除がされております田村市及び川内村につきましては、その後、人口の帰還状況等、数字がそこに載っておりますけれども、6割前後というのが現状でございます。さらに檜葉町につきましては、昨日行われました原災本部におきまして、先ほど復興大臣からも御言及がありまして、9月5日の解除ということが正式に決定をいたしております。ここに至る過程におきましては、安全・安心対策、賠償関連、生活環境整備、除染等の取組等、さまざまな面での措置、対策があったということでございますけれども、避難指示解除がされた後も復興の作業を一層本格化していくという観点で、国としてもしっかりと支援をしていくということで、総理からもそういうお言葉をいただいております。

その他の市町村の今後の帰還へ向けた取組については、その下に幾つもの項目を並べてございますけれども、先ほどの檜葉町での取組にあったような除染、インフラ、生業の問題、放射線不安の問題、復興拠点の整備、住宅、医療・介護、買物、仮置場からの除染廃棄物の搬出の問題、広域的視点を踏まえた取組といったような多様な取組について、しっかりと加速をしていくということでございまして、この点につきましても、安倍総理のほうから、政府の中での課題の共有、さらには工程の管理をしっかりとやりながら取り組むよう、お話をいただいております。

2ページでございます。

こちらのほうは参考として、檜葉町におけるさまざまな生活環境周りの取組について御参考までに御紹介をしておりますので、詳細な御説明は省略をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

6月の閣議決定におきまして、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組として、特に柱になる活動として、国・県・民間からなる官民合同チームの創設ということ位置づけてございます。こちらにつきましては、今月中にもその実施主体となるチームを創設することといたしております、具体的には約100名の規模で、かつ被災12市町村の事業者・農業者等を対象にするということでございます。訪問員といたしましても約50チーム、1チーム2名ぐらいの規模を想定しながら、個別訪問・相談等に対応できるような体制をつくってまいりたいと考えております。さまざまな相談をしていく中では、私どもからむし

ろ積極的に伺いし、お悩み、状況についてのお話を伺いながら、また専門的な知見も生かしながら、きめ細やかな対応をしていくことを基本に進めてまいりたいと思っておりますので、各首長さん方におかれましても、また県におかれましても、御支援等をよろしくお願いしたいと存じます。

また、中長期・広域の将来像の具体化については、福島12市町村の将来像の策定ということがあるわけでございます。

引き続きまして、資料3で福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、こちらも簡潔に御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

こちらは6月12日に中長期ロードマップの改訂を行っております。こちらのポイントといたしましては、リスク低減の重視ということをより一層はっきりさせているということが、まず1つ目でございます。

さらには、目標工程の明確化ということをさせていただいております。

さらに3番、徹底した情報公開を通じた地元との信頼関係の強化等ということで、こちら辺のこともしっかりと位置づけをしております。

4番目は、労働安全衛生管理体制の強化ということ、さらに5番目では、原賠機構の強化ということを位置づけております。

1枚おめくりください。2ページです。

ロードマップにおける工程ですけれども、全体としての30～40年後の廃止措置終了という枠組みは変えない中で、特に緑になっているところについては具体的な時期を書き込むという形で、マイルストーンの明確化を図っております。また、燃料取り出しについては、安全・安心対策に万全を期するという観点で、時間等が少し後ろにずれているというところはございますけれども、逆にトラブルや判断遅延に基づく遅れは起こさないように努めるという形で、しっかりと時間を守っていくという考え方をとっております。

1枚おめくりください。

廃炉対策の主な進捗状況と今後の予定ということでございます。主な進捗として、昨年末の4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの完了ということがございましたけれども、その後、3号機につきましては、現在、先般も報道されました燃料取扱機の撤去といったような作業が進められております。また、1号機におきましては、これは内部の調査という観点で、ロボット等の送り込みということをやっておりますけれども、今後あるいは現在行われている作業について御説明いたしますと、1号機については、左下でございますように、カバーの撤去ということが今順次進められている状況でございます。飛散防止等にしっかりと対応をとりながらやっていくということでございます。

また、10月になりますと、モックアップ試験施設の開所ということも起こってまいります。燃料デブリ取り出しに向けた叡智を結集する取組の一端が始まっていくということでございます。また、2号機の格納容器内部の調査といったことについても、今、若干遅れ

も出ておりますけれども、年度内での進展を図っていくということでございます。2016年度以降は、燃料取り出しにつきましては特に最も早いと想定されている3号機、2017年度を目指しながらしっかりと作業を進めていくということで、建屋の姿が刻々と変わってきているという状況にあるわけでございます。

最後、4ページでございます。

汚染水対策の進捗状況及び今後の予定でございます。汚染源を取り除くという観点では、1つ目はタンク内の汚染水の処理ということでございます。こちらを5月の段階で、それまでたまっていた高濃度汚染水の全量の処理ができたということが一つ、それから、下にございますトレンチ内の高濃度汚染水の除去ということも、先月、一定の進捗を見たということでございます。

また、地下水パイプスのほうは、その後も運用が続いているという状況の中で、建屋に入ってくる水の量が一定程度減っているということ。それから、凍土方式の陸側遮水壁につきましては、山側の施工が完了し、現在は海側の施工についても認可を得て、進めているという状況でございます。

汚染水を漏らさないということについては、タンクのリプレースといった作業が進んでいることを御報告しておきたいと思っております。

その上で、現在進行中あるいは今後進んでいく作業といたしまして、現在、サブドレンの運用ということについて、漁業関係者への説明をしっかりとやらせていただいている状況でございます。また、その後には、海側遮水壁の閉合ということが控えてございます。また、年度内いっぱいでは、大変お騒がせをしておりましたK排水路の港湾内への付替工事が完了するという抜本的な対策も進んでまいります。また、凍土方式の陸側遮水壁についても、2015年度内の凍結閉合完了ということを目指して掲げて、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

2016年度以降もさまざまな作業がございますけれども、建屋流入量を大幅に下げていくということを目指して進めてまいりたいと思っております。

あわせて、けさ方、大変不幸な事案でございますけれども、労働者の方が、遮水壁の土砂を捨てるためのバキュームカーの清掃作業の途中で1人お亡くなりになられたという報告が入っております。詳細は今まだ確認中でございますけれども、御冥福をお祈りするとともに、原因究明及び再発防止についてしっかりと進めていくということで対応してまいりたいと思っております。

簡単でございますが、御報告は以上でございます。

○浜田復興副大臣 次に、除染・中間貯蔵施設の現状について、環境省から説明させます。

○ それでは、資料4をご覧ください。

3ページ、4ページに、まず国直轄除染の進捗状況がございます。対象11市町村のうち、田村市等4市町村については面的除染が終了し、また、葛尾村等3町村では宅地除染が完了してございます。今後、各市町村の終了目標を確実に達成すべく、引き続き全力を尽く

してまいります。

また、5ページは市町村による除染の状況でございます。住宅では約6割の進捗があるということで、着実に進んでございます。引き続き、国としても支援してまいりますけれども、関係市町村の引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。

6ページには、リスクコミュニケーションということで、除染についての住民の皆様の御理解をいただくためのさまざまな取組を紹介させていただいております。

次に、中間貯蔵施設でございます。9ページをご覧ください。

昨年9月に福島県より建設受け入れを容認いただいた以降の経緯をお示ししてございます。改めて関係者の皆様の御理解、御協力に感謝を申し上げます。本年2月には、県、大熊町、双葉町より搬入の受け入れをいただきまして、3月よりパイロット輸送を開始させていただいております。

10ページでございますけれども、用地確保ということで、地権者の皆様への御説明の状況をお示ししてございます。登記記録上の地権者は約2,400名となっております。そのうち約半数、1,200名ほどの方々については連絡先を把握してございますので、まずは個別に訪問いたしまして、丁寧な説明を実施しているところでございます。また、連絡先が把握できていない地権者の皆様についても特定作業を進めているところでございます。

この資料で一番下のところに契約件数3件とございますけれども、これは6月末でございますが、7月末現在では5件ということでございます。今年度に入りまして、福島事務所の用地関連職員も増強いたしまして、また、物件調査等を鋭意進めてございますので、今後、加速化を図ってまいりたいと考えてございます。

次に11ページでございますけれども、パイロット輸送の状況でございます。43市町村のうち、ここにございます11の市町村からパイロット輸送を開始してございまして、そのうち9つの市町村については既に終了してございます。今週5日に輸送連絡調整会議も開催させていただきましたけれども、その他の市町村のパイロット輸送につきましても、関係市町村と調整をさせていただきながら、順次実施をしていきたいと考えてございます。

12ページでございますけれども、施設予定地内に整備をしております保管場の状況をお示ししてございます。7月31日には第3弾の工事の入札公告を行いまして、この1年間のパイロット輸送に必要な保管場の容量については確保の見通しが立っているところでございます。

次の13ページでございますけれども、協定に基づく中間貯蔵施設環境安全委員会の第1回をことしの4月13日に開催して、環境省から工事、輸送の状況等について御報告をしているところでございます。

14ページでございますけれども、30年以内の県外最終処分という課題でございます。これについての取組でございますけれども、先般、専門家による検討会を立ち上げました。除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略等につきまして、議論を進めているところでございます。

最後に、廃棄物関係でございます。

16ページをご覧ください。

福島県の対策地域内につきまして、災害廃棄物等の仮置き場への搬入を進めております。あわせて、現在6つの仮設焼却施設を地元にご協力いただきまして稼働してございます。焼却処理を進めているところでございます。

17ページでございますけれども、県内の指定廃棄物の処理の進め方ということで、これも地元の御理解をいただきながら、焼却・乾燥等の処理によりまして、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を進めてございます。濃度に応じまして、既存の管理型処分場あるいは中間貯蔵施設に搬入することを目指してございます。

最後に18ページでございますけれども、エコテックでございます。県内の10万ベクレル以下の指定廃棄物等につきまして、富岡町にございます既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用して処分する計画をしてございます。本年6月5日に当該処分場の活用にかかわります国の考え方をお示しいたしまして、その後、7月にかけて、地元の富岡町、楡葉町の議会あるいは住民の皆様方に対する説明を実施させていただいたところでございます。説明会等でもいただきました御意見への対応につきまして、現在、地元の皆様と協議をしているところでございます。活用への御理解をいただけるよう、引き続き尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 最後に、平成28年度国の予算に向けて及び「ふくしま復興のあゆみ」などにつきまして、福島県内堀知事から御説明をお願いします。

○内堀福島県知事 それでは、資料の説明に入る前に、冒頭2点お話をさせていただきたいと思えます。

まず1点目が、県内原発の全基廃炉についてであります。今週、東京電力の廣瀬社長が福島県議会の全員協議会において、第二原発について後退とも受け取れる発言をしたと聞いております。国においては、電力事業者任せにすることなく、この問題についてしっかりとした対応をしていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、もう一点は、除染の実施、中間貯蔵施設についてであります。市町村長の皆さんは、住民のためにこの問題について大変な努力をされております。今、説明もいただきましたが、国においては丁寧に、かつ確実に進めていただきたいと思います。

それでは、資料の説明に入ります。

まず、この大きな総括表という紙をご覧くださいになりたいと思えます。資料5-1でございます。

この資料5-1にある8項目の要望は、いずれも復興に必要不可欠なものでございます。28年度予算は、復興・創生期間の最初の一步となる重要な予算でありますので、ぜひとも予算化、制度化をお願いしたいと思えます。

続きまして、資料5-2をご覧くださいになりたいと思えます。

資料5-2の右上にページがありますが、1ページをお開きください。避難地域の復興加速化についてであります。

12市町村の将来像の取りまとめについては、竹下大臣、そして浜田副大臣に一方ならぬ御尽力をいただきました。心から感謝を申し上げます。この将来像は、どう実現させていくかが大切でございますが、その最重要ポイントは財源措置であります。将来像に盛り込まれたものを実現させるため、国の責務として、復興財源でしっかりと対応していただきたいと思っております。

また、地域交通ネットワークの構築、二次救急医療の確保、医療人材の育成・確保、Jヴィレッジの再生など、具体的な取組は国の全面的な支援のもと、あらゆる主体が一体となって取り組んでいくことが不可欠でございます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、福島の復興を世界に胸を張ってアピールするという思いを皆さんと共有して、復興を前に進めていきたいと思っております。

続きまして、2ページから3ページにかけて、イノベーション・コースト構想について触れてございます。この構想の具体化については、高木副大臣の御尽力によりまして、充実したものとなりました。さらに、骨太の方針2015や科学技術イノベーション総合戦略2015に位置づけて、閣議決定もしていただきました。大変心強く受けとめており、改めて感謝を申し上げます。

この構想は、失われた浜通りの産業基盤や雇用の災害復旧であり、福島県の復興に不可欠な廃炉のためのロボット技術等の確立に役立つものであります。ロボット・テストフィールド、国際産学連携拠点、スマート・エコパークはもちろん、アーカイブ拠点の早期整備、水素の利用やスマートコミュニティーの形成などのエネルギー関連産業プロジェクト、農業用ロボットやCLT、水産研究拠点の着実な整備などの農林水産プロジェクトについても確実に進めていく必要がございます。

こうした先駆的、先端的なプロジェクトをスピード感を持って着実に進めるためには、継続的かつ十分な予算措置はもちろん、関係省庁が一体となった国による主導的な対応が不可欠でございます。傷ついた浜通りが世界から注目される復興をなし遂げられるよう、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、4ページをお開きください。避難者支援の充実についてであります。

避難生活が5年目に入りました。避難者の状況はますます厳しさを増しております。このため、避難者の方々の見守り支援、相談体制の充実と帰還・生活再建に向けた対策の強化が必要であることから、これらに係る財政措置の継続・拡充をお願いしたいと思います。

次に、5ページをお願いいたします。産業復興の加速化についてであります。

左下に数値が並んでおりますが、直近5月の鉱工業生産指数は、対平成22年比で86.3です。これは全国が97.2でありますので、11ポイントという大きな開きがございます。震災から4年5カ月となりますが、さまざまな指標で回復していない福島状況がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、グループ補助金や再エネ、医療関連、ロボット等の産業集積に加え、県全域での企業立地補助金の継続・充実などが不可欠でございます。また、グループ補助金の先行例、他県も含めてですが、再開をしても震災前の売り上げの回復は厳しい状況でございます。雇用支援制度であるとともに、事業者の再建・復興を下支えする事業復興型雇用創出事業の併用を継続していく必要がございます。

続いて、6ページをお願いいたします。風評・風化対策でございます。

直近の数字が出てきたのですが、観光客の状況は、平成22年比で、平成25年が84.5%、平成26年は、それからさらに数字が落ちまして、82%と大幅な減が継続をしております。教育旅行の状況も5割程度の回復となっております。農産物の価格も、依然厳しい状況が続いております。

引き続き、私たち地元も必死になって取り組んでまいりますが、国には必要な財源措置とあわせ、特に海外に向けて情報発信や国際会議の県内開催、輸入規制の早期解除の働きかけ、渡航制限の解除などに御尽力をいただければと思います。

次に、7ページをお願いいたします。インフラ等の環境整備についてでございます。

平成28年度以降5年間の復興事業のあり方の議論において、東北自動車道以西、西側の道路の取り扱いも含め、実情を、我々の思いを踏まえた対応をいただきました。ありがとうございます。復興祈念公園については、双葉、浪江両町にまたがるエリアに設置することを決めさせていただきました。今後、こうした重要なインフラが早期に実現できるよう、事業を前に進めてまいります。国においても、引き続き十分な予算の確保をお願いいたします。

次に、8ページをお開きください。原子力災害特有の課題に関する事業についてでございます。

まず、緊急雇用ですが、これまで避難指示区域内の警備、商工会等の復興支援、放射性物質検査など、復興のマンパワー不足に柔軟に活用してきました。今回の見直しで、雇用支援とは別の形で支援するとされているところであります。十分な予算を確保しますとともに、これまでと同様、幅広く活用可能な事業となるよう対応いただきたいと思います。また、そのほかの事業についても、引き続き十分な予算措置等をお願いいたします。

最後に9ページですが、課税の特例措置の延長についてであります。

課税の特例についても、集中復興期間で終了してしまうという問題を抱えております。一方で、福島県は原子力災害が継続中ございまして、厳しい状況のところほど復興が遅れているという現状がございます。そこで、復興・創生期間の今後の5年間においても活用できるよう、しっかりと延長していただきたいと思います。

続いて、資料5-3、別紙をご覧ください。

こちらは「ふくしま復興のあゆみ」と申します。福島的光と影、明るいニュースと厳しい課題の両方を盛り込んでおりますので、また、皆さんにもどこかのタイミングで一通り目を通して、頭に入れていただければと思います。

続きまして、資料5-4「“新生ふくしま”2020年に向けて」という大きな紙をご覧ください。

こちらは、これまでの4年5カ月の努力がこういう形で花開いてきていますよというものを一覧にしたものでございます。このペーパーが充実していくということが、福島の復興が前に進んだということの一つのあかしになろうかと思えます。ぜひ、国の皆さんと力を合わせて、このペーパーがより大きなもの、内容の濃いものになって、福島県民の笑顔が、そして日本全体の復興が前に進んでいくよう努力をしてみたいと思いますので、引き続き、福島の復興に向けて皆様のお力添えをよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○浜田復興副大臣 それでは、御出席の皆様から御意見をいただければと思います。

まことに勝手ながら、まずはこちらから、出席名簿の逆の順番で御指名をさせていただきますと存じます。

最初に、橋本福島県農業協同組合中央会長代理からお願いいたします。

○橋本福島県農業協同組合中央会長代理 大橋会長はきょう所用があって出席できませんので、私のほうから大きく2点ほど、改めてお願い申し上げたいと思います。

1つは、今ほどの知事の意見にもありましたが、風評払拭対策でございます。

御案内のように、米、牛肉を中心に、まだまだ風評を払拭し切れていないというのが現状でございます。そうした中、県・市町村、さらには生産者団体が連携したトップセールス、安全・安心の取組の情報発信等々を継続して取り組んでいく必要があるということでございますので、従来にも増して、引き続き十分な予算確保を改めてお願いしたいと考えておるところでございます。

また、福島大学等が実施しているアンケート結果を見ますと、安全性に対する国の周知活動をもっときちんとやるべきだとか、あるいは県産品に対する安全宣言を国の責任のもと発信すべきだというような設問に対する回答が多くなっております。さらには、全国の市町村の中では、学校給食で福島県の農産物は使用しないというような市町村もあるとの話も伺っております。非公式であるのかもしれませんが、自治体がそうしたことを発信するというのはゆゆしきものと考えてございますので、国といたしましても、全国の市町村、教育委員会に対しましても、本県における安全・安心の取組の内容なり、安全性に関してきちんと周知徹底いただきながら、福島県産のみを殊さらに敬遠することのないような理解促進を改めてお願いしたいと思います。

続きまして、2点目、被災地の農業復興・営農再開対策についてでございます。

避難の長期化に伴いまして、特に避難区域における営農再開は大変厳しいものがあると我々も認識しております。従来からの担い手不足、高齢化に、より一層拍車がかかることが懸念されております。今ほど知事の意見にもございましたように、県のイノベーション・コースト構想に掲げる、特に農業分野における農業用ロボット等を活用した省力化対策なり、あるいはバイオマス等再生可能エネルギーを活用した園芸施設の整備等には、我々と

しても大きな期待を寄せておるところでございますので、その構想実現に向けた予算の確保を十分お願いしたいと思っております。

また、当面对策といたしましては、該当地域の農家の方々が安心して営農できる条件整備として、1つは除染対策の徹底でございます。農地の除染はもとより、その他、用排水路、ため池等の除染も要望が上がっておりますので、さらにはダムの早期通水対策等についても、当面对策としてしっかりお願いしたい。

また、該当地域では、やはり担い手が不足しております。農作業受託等々で農地保全・維持を図っていく必要があります。担い手がいない中で、また、該当地域では人件費が高騰しているということで、作業員を十分確保できないということで、価格対策なり人件費の助成対策といった仕組みづくりについても御検討いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、渡邊福島県商工会議所連合会長からお願いいたします。

○渡邊福島県商工会議所連合会長 渡邊でございます。

ただいま御説明ありましたように、国におかれましては、東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に向けまして、いろいろな形で本当に御尽力いただいていることに、まず厚く御礼を申し上げたいと思っております。

私からは、2つの事項についてお話をしたいと思っております。1つは、復興支援員についてでございます。2つ目は、企業立地補助金の継続ということについてでございます。

先ほど内堀知事からも御説明がありましたように、福島県の現状、我々商工会議所あるいは商工会は、震災以降、いろいろな形で被災事業者に対する経営相談、あるいは原子力損害賠償請求、風評被害対策、復興イベントなど、事業者の自立につながるような支援を、県内企業のほとんどを占めております中小規模の事業者に身近な相談窓口として、私どもは着実に取り組んでまいりました。

震災以降、実は商工会議所あるいは商工会の業務が今のような形で大幅に増大しております。平成23年度から本県に150人規模で設置されております復興支援員は、数多くの復興業務を担っております。震災に苦しむ県内中小企業者の支援に取り組む商工会議所、商工会に対する人的支援として、今ではなくてはならない存在となっております。

実は、この復興支援員の配置継続の必要性というのは、これまでも機会を捉えてお願いしております。竹下復興大臣、浜田副大臣からも御理解をいただいております。しかしながら、来年度の概算要求の検討状況については、その受け皿となる予算について、復興庁あるいは中小企業庁ともまだはっきりと示されていないとお伺いしております。今後2年間の官民合同のいわゆる自立を目指す支援策が展開される、そうしますと、やはり現場で約8,000と言われる被災事業のところに足を運んで、それぞれの自立支援にいろいろな形でかかわっていかないと、これは絵に描いた餅になってしまうということで、これについてぜひ予算化をしていただいて、復興支援員を今までどおり、ぜひ150名規模で継続してい

ただきたいということを商工業の団体としては強くお願いしたいと思っております。

もう一点は企業立地補助金についてでございますが、先ほど県の話にもございましたように、これの継続についてお願いしたいということでございます。

12市町村のことについては、いろいろな形で、本日の新聞報道にもこれについての継続ということが出ていますのでけれども、福島県は大変広うございまして、実はそれ以外の中通りあるいは会津、こちらのほうでもこのことについての課題はかなり大きいものがございまして、いわゆる浜通り地域の制度充実はもちろんなのですが、福島県全域を対象にして、やはり企業立地補助金の継続がどうしても今の段階で必要不可欠ですので、これの継続をお願いしたいと思っております。この2点だけ、よろしくお願いいたします。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、菅野相馬地方市町村会代表からお願いいたします。

○菅野相馬地方市町村会代表 飯舘の菅野であります。

まずもって、休みにもかかわらず、こうして両大臣あるいは副大臣その他の方が来ていただいて、私たちの話を聞く、あるいは説明をしていただくということ、多分、福島県の原因事故、放射能被害の特異性について、今まで以上に認識を深めていただいているということではないかと思っております、改めて御礼を申し上げたいと思います。

そろそろ5年が中に入ってきて、間もなく6年に入ることですのでありますから、国のほうも、我々の不安を取り除く施策というものが必要になってくるのだらうなということなのですが、先ほど知事から、国の皆さんと力を合わせてというすばらしいお話をいただいたということですから、期待が持てるのではないかと。そうすると、あとは我々も、やはり自分たちでできること、できるだけ早く避難解除に向けて努力をするということが大切ではないかと思っております。

そういう中で2つほど。

1つは、いろいろな会合を開きますと、必ず出てくるのが除染についての注文、不満という話なのです。環境省はそれなりに一生懸命やっけてはいただいているのですが、やはり皆さん方の不安ということで、いろいろということでもあります。1つは、以前は井上副大臣が随分来ていたなという気がします、うがった見方ですけども、今までよりはちょっと少ないのではないかと私は思っています。

それから、いわゆる除染、環境省に全てを今、預けているという感じなのですね。けれども、例えば森林のこともどうするのだ、いや何のことも、全て環境省ができるわけではないです。それぞれの省庁が自分のできる範囲で復興、不安を取り除くという制度を少しずつとっていくということが大切なのでしょうが、それぞれの省庁に行きますと、残念ながら、皆さん方が安倍総理から、みんな復興大臣と思うようにやってくれと言っているのですが、やはり自分のエリアで考えていて、それはやはり環境省だという話になっているということでもあります。それではいけないのではないかと思っています。

もう一点は、我々が帰るということになると、できるだけ早く帰るのには、皆さん方が

望んでいるのは、ある程度の賠償をといることを考えている。もう既に6分の5にきていますから、6分の6という形の中で、できるだけ早く帰れるという制度をつくっていく。つまり、賠償というところから生活支援という制度を、我々の不安を取り除くということで、国の責任で生活支援制度を段階的に下げていくという制度を早く出すことによって、我々は安心して、いわゆる避難解除、帰村宣言をやろうということになるのではないかと思いますので、ぜひ真剣に考えていただければと思っております。

以上であります。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、馬場双葉地方町村会代表からお願いいたします。

○馬場双葉地方町村会代表 双葉地方町村会長の馬場でございます。

竹下復興大臣、望月環境大臣をはじめ、国・県においては、今もなお続く未曾有の大災害に対して、被災地の復旧復興のため、日々汗を流していただいていること、対応していただいていることに改めて感謝を申し上げたいと思います。また、今般、復興・創生期間における財源負担について、被災地の事情を踏まえた特段の御配慮をいただき、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

御承知のとおり、私ども双葉郡全体は、真の復旧・復興に至るまでは相当長い時間を要するということでもありますので、中長期の視点から、引き続き特段の御支援を賜りたいと思います。

私からは5点ほど申し上げたいと存じます。

1点は、先ほど来、お話がございしますが、長期を見通した復旧・復興財源の確保についてであります。国の責務において、必要な財源の確保をひとつお願いしたいということ。

2点目は、イノベーション・コースト構想の具現化です。これも双葉郡の将来の光となるような構想の具現化に向けて、さらに国・県の強力なリーダーシップのもと、進めていただきたいということでございます。

3点目、避難指示解除準備に向けた生活環境の確保についてであります。今般、福島復興指針が改訂されて、平成29年3月までに帰還困難区域を除いて避難指示解除をする方針が示されました。これは私ども、ふるさとに戻るといふ希望のともしびがともったように、示された方針は大変意義深いものと認識をしておりますけれども、やはり帰還して生活する上で、非常にいろいろなものが足りない状況です。特に徹底した除染、そしてインフラの整備、さらには商業施設、医療をはじめとする生活関連のサービスの復旧がぜひ必要だということです。加えて、医療提供体制の再構築というのは、やはり住民が帰還する上で一丁目一番地であると思っておりますので、国・県の責務において、二次医療機関の設置を早急に実現していただきたいということです。

4点目、帰還困難区域における除染と中間貯蔵施設についてでありますけれども、これもやはり本格的な除染をきちんと帰還困難区域においてもやっていただきたいということです。それから、中間貯蔵施設については、地権者の理解が非常に重要なことでもあります。

ので、丁寧な説明、地権者に寄り添った対応をひとつお願いしたいということです。

5点目、最後でありますけれども、国勢調査等にかかわる普通交付税算定の特例措置のことについてであります。避難指示の区域とその影響によって、各町村に私どもは居住しておりません。そういう意味で、今後、調査等を行われた場合、財政運営上支障が生じないように、震災前の人口等を基準として特例措置を講じていただきたいということです。また、先ほど申し上げましたように、多くの時間が復旧・復興にはかかります。したがって、震災復興特別交付税の措置の延長もひとつお願いしたいということでございます。

私からは以上です。よろしくお願いたします。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、松本福島県原子力発電所所在町協議会代表からお願いいたします。

○松本福島県原子力発電所所在町協議会代表 檜葉町長の松本です。

私からは、3点ほど述べさせていただきます。

まずは、中長期ロードマップの改訂に関することですが、ロードマップの基本原則には、積極的かつ能動的な情報発信を行うとなっておりますが、廃炉に向けた進捗や原発そのものに対する住民の理解はまだまだ乏しいものがあると思っております。現状がよく理解できないことによりまして、不安になるということがあるものと考えてございまして、別の機会に東電が作成した作業の映像を拝見しましたが、非常にわかりやすいものでございました。このように映像を用いて視覚に訴えながら、場合によっては報道機関の媒体を利用するなど、県民あるいは全国民に対し、正しい情報、知識を持っていただけるよう、努めていただきたいと思います。これが、ひいては農業、漁業、観光も含めた風評被害の払拭にもつながっていくものであると考えてございますので、よろしくお願いたします。

次に、先ほど知事もお話をしてございましたが、Jヴィレッジに関することでございます。

Jヴィレッジは、今もなお原発事故の収束拠点として使用され、現在も活動を休止してございます。震災前のJヴィレッジの利用者は年間約50万人、その約6割は18歳未満の子供たちでした。毎年開催されていた全国少年サッカー大会では、1,000人ほどの子供たちが全国から集まり、ここから日本代表や世界で活躍するアスリートが育ってございます。しかしながら、Jヴィレッジは原発から20キロに位置しているために、子供を持つ親たちや国内外から訪れる利用者の不安、風評を払拭するための道のりは、大変困難であると予想されます。そのために、冬の期間や梅雨時なども利用できる屋内サッカー練習場を整備することで、さらなる機能の充実を図り、震災前の利用者を戻したいと考えてございます。Jヴィレッジの復興再生は、本県復興に欠かせない施設でございます。復興庁としても、この屋内サッカー練習場に対する予算措置をぜひお願いしたいと思います。

最後になりますが、東京電力福島第二原発の交付金に関することでございます。

先月、経産省が示した原発立地地域に対するみなし交付金の基準について、基準を引き

下げるとの報道がございました。震災で甚大な被害を受けている双葉地方の立地自治体としては、大変心配をしているところであります。原子力災害によって停止している第二原発の廃炉は、通常の廃炉ではなく、事故の影響による廃炉でございまして、40年経過の計画的な廃炉とは違うと考えてございます。その上で、第二原発の廃炉後も、これまで原子力政策に協力して貢献してきた立地地域に対する特別な財政支援をしっかりと検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、加藤福島県町村会代表からお願いいたします。

○加藤福島県町村会代表 町村会を代表して発言させていただきたいと思っております。

まず、竹下復興大臣、望月環境大臣、両大臣をはじめ、本当に関係の皆様方がこうして私たち各団体・各自治体の声を聞いて、反映していこうと取り組んでいただいていることに心から感謝を申し上げたいと思っております。安倍総理の福島復興なくして日本の再生復興はないという発言、それを真摯に皆さん方が取り組んでいただいている、そのおかげだと思っております。

私からは、復興財源について、汚染水を含む廃炉問題、中間貯蔵施設、この3つについて発言させていただきたいと思っております。

まず、28年度以降においても被災町村が復旧復興の加速化に向けて必要な事業を遅滞なく確実かつ円滑に推進できるように、復興財源を確実に確保していただきたいということでございます。特に各町村は風評被害対策など原発事故に伴う新たな事業に対し、震災等対応雇用支援事業を活用し、マンパワー不足を補ってきたところであります。

私のところの新地町におきましても、風評被害により低迷する観光や物産に関する業務、あるいは避難等の環境変化に伴う子供たちの学力低下への対応、そして、仮設住宅管理業務委託など、実際43名雇用しておりますし、4名の応援を受けているところであります。新地町だけに限らず、この緊急雇用対策を活用して行ってきた業務は今後も続いていくことになると思っております。

つきましては、震災復興特別交付税や復興支援員制度など、既存事業の活用について最大限適用いただくことはもちろんでありますけれども、活用が難しい事業についても、原発災害からの復興を進めるためには引き続き支援が必要でありますので、現在検討されております後継事業の中で、確実に認めていただくようにしていただきたいと思っております。

また、本県の産業も震災、原発事故の影響がまだまだ根強く残っております。風評による被害も依然として続いているなど、復興はいまだ道半ばでありますので、本県全域を対象として、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を継続していただくとともに、特に震災、原発事故により生活基盤が失われた浜通り等15市町村においても、強力な企業立地支援対策を追加していただきたいと思っております。

けさの新聞等を見ますと、企業立地補助金について、避難市町村に限定して検討してい

きたいと、このような記事が載っておりましたけれども、12市町村だけに限らず、この浜通り15市町村についても、ぜひ企業立地補助金の継続をお願いしたいと思います。

2つ目は、福島第一原子力発電所の汚染水問題を含む廃炉についてであります。

福島第一原発の汚染水を含む廃炉に向けた取組については、まず国が前面に立って、安全かつ着実に進めていただきたいと思います。

そして、最後に中間貯蔵施設についてであります。

中間貯蔵施設については、県内で仮置きされている放射性廃棄物の早期本格搬入に向け、国が地権者への丁寧な説明を行って早急に整備をしていただきたいと思いますし、また、放射性廃棄物の搬入に当たっては、輸送に係る安全対策に万全を期すことをお願いいたします。

以上です。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、上遠野いわき副市長からお願いいたします。

○上遠野福島県いわき市長代理 ただいま御指名いただきました上遠野でございます。

本日は市長が他の用務で出席ができませんでした。申しわけございません。

私からは、ただ1点の提案に絞って申し上げたいと思っております。

先ほど国のほうからも御説明がありましたように、中間貯蔵施設の用地確保について、非常に困難をきわめておられると、大変御努力いただいている様子もうかがえるわけでございますが、なかなか進捗が思わしくない。先ほどの説明では、7月時点で5件という御説明がございました。

御案内のとおり、いわき市在住の避難者の皆様は2万4,000人を数えているわけですが、この2万4,000のほとんどの皆さんは、かつての立地市町村である浪江、双葉、大熊、富岡、楡葉という自治体からの避難者がほとんどでございます。一方、漏れ聞くとところによりますと、その用地交渉の事務というのは、福島にございます中間貯蔵施設等整備事務所、こちらから一旦いわき市に來られて、現地のほうに赴いて現場確認をし、そして、またいわき市周辺に戻って地権者との折衝をされるというのが実情のようでございます。したがって、この数からいいますと、地権者の皆さんは、いわきないしはその周辺にお住まいになっている方が多数おられると推察されるわけでございます。

実は私も本日、いわきから参ったわけですが、行き帰りだけで半日以上を要するわけでございます。こうしたことで、地政学上も、実態上も、いわきは廃炉、そして浜通り復興のベースキャンプを自認いたしておりますけれども、総合的に御判断いただいて、いわゆる用地交渉の作業効率というものを考えても、これをいわきに位置することによって効率が少なくとも2倍にはなるのではないかと。先ほど人員増のお話もございましたけれども、この辺はよくよく御配慮いただいたほうがよろしいのではないかと。

既に、環境省所管の特殊法人JESCOはいわき市にあるわけでございます。一体的にこれを進めていくといったことのほうが、作業効率的な視点からいっても進捗に期待が持てるの

ではないかということを考えております。大変差し出がましい御提案でございますけれども、ひとつ御考慮いただければということでございます。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、伊藤会津総合開発協議会代表代理からお願いいたします。

○伊藤会津総合開発協議会代表代理 会津総合開発協議会の副会長を務めます西会津町長の伊藤でございます。

私からは、大きく3点について申し上げたいと思います。

まず第1点目は、風評被害と営業損害の十分な対応と賠償についてであります。会津地方においても、風評被害は、教育旅行や外国旅行の客数は依然として続いているところがあります。観光や農業などの各分野で大きな影響を受けております。本日、復興大臣や環境大臣からいろいろな取組をお伺いいたしました。平成27年度に終了を迎える集中復興期間に限定することなく、風評被害、風評払拭に係る長期的、安定的な財源の確保支援を要望するところがあります。

特に災害時等の対応、雇用支援事業、いわゆる緊急雇用につきましては、当地方においても、この事業を活用して風評払拭に取り組んでいるところでありまして、引き続き事業が継続できますよう、お願いをいたします。

また、民間事業者に生じた営業損害につきましては、東京電力からございましたが、避難対象区域外では直近の減収に基づく年間逸失利益の2倍を一括して支払った後は、状況に応じて個別に対応するという方針が示されたところがあります。個別対応後も被害の実態に応じた十分な賠償と丁寧な対応が行われますよう、東京電力への強い指導をお願いいたします。

2点目は、野生キノコの出荷制限についてであります。野生キノコは、1品目でも基準値100ベクレルを超えた場合に、市町村単位で野生キノコの全品目が出荷制限となります。現在、会津地方を含む福島県全域の市町村が出荷制限の対象となっておりまして、このことが福島県産の農産物に対する不安要素の一因になっているものと考えております。したがって、野生キノコも山菜と同様に品目別に対応する、さらには出荷制限については3年間の定点観測と60検体の検査が必要だと言われております。これはもう誰が考えても、こういう基準が現実的なものかどうかということを考えてときに、私はもっと現実的な方法を選ぶべきではないかと思っておりますので、この見直しについて強く要望するところがあります。

最後の3点目ではありますが、道路網の整備と観光及び災害対応について申し上げたいと思います。この9月に喜多方市と会津若松市を結ぶ高規格道路、会津縦貫北道路が全線開通となります。今後は南会津までの会津縦貫南道路の整備を期待するところでありまして、地域経済に大きな効果が期待されますから、ぜひ全会津、南道路の整備促進についてお願いを申し上げたいと思います。

この機会でありますので、これまで福島・新潟豪雨災害から4年が経過いたしました。いまだにJRの只見線が復旧されてございません。これまで幾度となく要望しておりますので、早期に復興が図れますよう、お願いを申し上げたいと思います。

加えて、豪雪などの災害時に大きな役割を担う磐越自動車道の完全4車線化の実現につきましても、当地方の長年の悲願でありますので、ぜひ地域経済の活性化と福島の復興に大きく寄与されることから、早期実現を強く要望いたしまして、私からの発言を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、立谷福島県市長会代表からお願いいたします。

○立谷福島県市長会代表 まず、前回の会議で私がお願いしました地方負担の問題、それから一括交付金の柔軟な活用の問題、大変御理解いただきましたことに感謝申し上げたいと思います。その上で、きょういろいろな議論を聞いて、あるいは説明を聞いて、若干そのお願いやら確認やらをしたいところがございます。

まず、私は相馬地方市町村会の会長なのですが、相馬地方は今、医療が非常に厳しい状況にある。皆さん御認識だと思いますが、その医療人材の確保のための支援制度があったのです。これは相馬地方だけではなくて、いわき地方、ひいては福島県全体にもあったのですけれども、この医療人材確保のための支援制度は来年度からの見通しが立っていないのです。県を通して我々のところに来ているのですけれども、県のほうもそのめどが立たない。これがなくなりますと、全国から集めた医者たちをキープできないのです。そうしますと、今度はその分、福島医大に非常に負担がかかります。そうすると玉突きになりますから、県全体にかかってくるという問題があります。ひとつこのことは、できればお答えいただきたいと思います。

それから、イノベーション・コーストについて。実は具体例がありまして、水素社会実現のための実証研究を進めていこうと思っておりますが、ただ、この財源が決まっていないのです。財源が決まっていないということは、企業は損益計算できませんから、損益計算できないところで実際に立地ということはあり得ないですね。このことについては高木副大臣に大分お願いしてきましたけれども、このめどを立てて、実現の方向に向けていただきたいと思います。大分話が出てきましたけれども、現実的にはイノベーション・コーストで来るのは企業ですから、研究所であれ、工場であれ、そのところの、例えば今の企業立地補助金の上乗せみたいなことをしていただかないと難しいのではないかと。

また、先ほど企業立地補助金の話がありましたけれども、例えば相馬市は、既存の企業がおかげで増設するということになりましたが、相馬市の工業団地には避難所がいっぱいあって、仮設住宅がたくさんあるのです。これが来年にならないとばらせないという問題があります。ですから、そのところがここで切られるということになると、ちょっと大変ということなんです。

それから、コミュニティー維持のための補助金というような表現をされていたと思うの

ですけれども、今までは緊急雇用ということで何とかうまくやっていたのですが、例えば子供たちのPTSD対策、仮設住宅の見回り、あるいは買い物支援、医者通い支援等々、これからも続くのですね。ここはひとつ明確に新たなものを打ち出していきたいと思っています。

それから、きょうの話の中で私は非常にこれはいいなと思ったのは、子供たちに対して避難の必要はないということを明確にした、これは非常に評価できると思います。ただ、その根拠がなかなか定まっていないのです。1ミリシーベルトということがよく問題になりますけれども、この1ミリシーベルトというのは追加被曝線量ですから、その定義も明確になっていない。さらに、長期的にはということ、その長期の定義も明確になっていない。そういう中で、必要なことはやはり放射線の不安に対する放射能教育だと思うのです。国民的な立場の教育ということが必要だと思います。

そういう意味では、これも話に出てきたのですが、国際シンポジウムのようなことをやって、例えば福島県にはこの4年間のデータの蓄積があるのです。相馬にもたくさんあります。相馬の子供は全員調べてきました。そういうものをもとに、新たな議論と国内外への発信が必要ではないかと。実は昨年、仙台で国際防災協議がありましたけれども、相馬地方で1つブースを出したのです。ですが、そのようなことを来年もと思っています。こういうことを国がやってくれるのであればいいのですけれども、我々としても積極的に発信していかないと、風評被害の払拭にはならないし、理解も進まない。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

最後に、斎藤福島県議会議長からお願いいたします。

○斎藤福島県議会議長 県議会議長の斎藤であります。

我々県議会では、去る8月5日、6日、全員協議会を開催いたしました。震災から4年4カ月余り経過し、さまざまな課題についてしっかり議論しようということで、5日には東電の廣瀬社長以下幹部社員、6日には復興庁、経産省、文科省の政府機関の方々に出席いただいて議論いたしました。

5日の東電との質疑の中で、先ほど知事が申されたように、我々福島県は、県議会をはじめ59市町村、全基廃炉を議決いたしておりますから、それについてただしたところ、明快な答えがありませんでした。これは我々福島県民の総意でありますから、早急に全基廃炉を明確にしていきたいということで、国からもひとつしっかりと対応していただきたい。

それから、廃炉の現状についてもいろいろ議論がございました。けさの新聞でも御承知のように、県漁連でサブドレンからの地下水の海洋放出を容認いたしました。さらには、3号機では20トンの大型瓦れきも除去され、1号機の建屋のカバーの解体も始まり、ある程度前進はしてございますが、ただ、これからの除染などさまざまな課題があると思うのです。

特に我々県議会では、昨年7月にスイス、ドイツ、オーストリアを訪問し、脱原発、廃炉及び中間貯蔵に関して現地を調査いたしました。ドイツのグライフスヴァルト原発では、1990年に原発廃止、それから1995年には廃炉作業に着手いたしてございますが、20年経過してもまだ終わっていないということですから、本県の事故のあった原発の今後の対応は極めて厳しい環境だと思っておりますので、世界の叢智を結集して、しっかりとした技術を確立していただきたい、そんな議論もありました。

それから、中間貯蔵についてであります。現在、2,365人の関連する地権者がおるそうなのであります。ただ、先ほど話があったように、7月末現在で5名が契約したということです。それに、1,200名の方々はまだ連絡がとれないということです。これについては仮置場も3年ないし5年の契約ですし、契約を更新しないという地権者もおるそうなのであります。容器も寿命がそろそろ切れるということで、これを搬出するのは大変な困難をきわめるということです。また、中間貯蔵施設の用地確保では、不在者財産管理制度で対応するということですが、さらに法的な特例を設けて、しっかりとした対応をしていただきたいという議論もございました。

それから、イノベーション・コースト構想なのですが、これは先が全然具体的に見えないということですね。主体がどこなのか、先端産業とはどんなものかということについて、しっかりと方向を見出して、さらにはしっかりと裏づけ、財源も確保していただきたいという議論がございました。

以上であります。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

皆様からの御意見、重ねてまことにありがとうございます。

それでは、国からこの場でお答えできるものにつきまして、順次回答を申し上げたいと思います。順番は、竹下復興大臣、望月環境大臣、そして高木経済産業副大臣から回答させていただきますと思います。

まずは、竹下復興大臣からよろしく申し上げます。

○竹下復興大臣 本当に真摯な意見、しっかりと承らせていただきました。予算獲得に向けて、さらに一段と力を入れていかなければならないと改めて肝に銘じたところでございます。

まず、全ての財源についてでございますが、これは全部詰め切れておるわけではございませんけれども、復興・創生期間については6兆5,000億円程度ということで、それを裏づける財源は財務省と交渉いたしまして、お金そのものではないのですが、復興債を償還する財源はきちんと確保させていただいたと。そして、これまでと同じように、事業の内容がほぼ固まった段階でどンドン県や市町村に前渡しをすることで、お金が不足して事業がとまったということは絶対起こしてはいかぬという思いがありますので、引き続き、お金の心配をしないで事業そのものは実行していただきたい。

これは実は裏腹で、多少悩ましいのは、新聞に予算をつけたけれども6割しか執行して

いないと言われて、何かなまけているようなことを言われているのですけれども、そうではなくて、前もってお渡しして、繰り越しも認めるという状況、これが復興特会の特徴でございますので、そこは安心して、お金の心配をまずしないでいただきたい。

それから、原発由来につきましては、引き続き全額国費でやるというのはお約束をしているとおりでございまして、これもしっかりと対応させていただかなければならない。

さらに、27年度で打ち切りとなる事業、あるいは一般会計に回す事業についてであります。27年度で打ち切ることが決まっております、例えば緊急雇用等々についてであります。福島県のほうではさまざまな形で利用させていただいておるということを我々も存じております。ですから、数字を見る限り、緊急雇用ということで雇用するよりも、そうではなくて別の状況で対応するというので、今、財務省と話を詰めておるところでございまして、これもまだ言い切ってはいけないかもしれませんが、御心配をかけることがないように、今まで緊急雇用で対応してこられた部分、福島の場合、例えば放射能の検査などというほかの県にはないことも対応してきておられますが、それも含めて、雇用については心配をしていただかなくていいと、そういう状況を我々はつくらなければいけないと思っております。

将来像につきましても、これは12市町村イノベーション・コースト構想というものがあって、全部国でやれという話ではなくて、さまざまな省庁なり県なり民間なりというものが、さまざまな役割を果たしていかなければならないと思っておりますが、立ち上がりの部分は、そうはいいまして、ほとんど国というよりも国関連の研究施設を、言葉は悪いですが強引に引っ張って持ってくるということをやらなければならぬ課題だと思っております。しかし、最終的には、それが周りに民間等々も出てくるという状況をつくらなければならぬと思っております。

Jヴィレッジに関しまして、幾つかの御指摘がございました。我々はJヴィレッジ、まずは東電がきちんとした形にして2019年には返すということをお願いしております。ただ、それだけではなくて、オリンピックをサポートするトレーニングセンターという国家としての位置づけをどの時点でやるか。今はいろいろなものが建ったり置いてありますので、それはできませんけれども、きれいになった段階でそれをやることによって、さまざまなトレーニングセンター、あるいは機材も含めた、人員の宿泊も含めた、そういうものをどうつくっていくかという、これは相当知恵を絞らなければならぬ。

これは復興予算かと、オリンピック予算かと、サッカー協会が出すのかと、全部絡んでくると思います。一つで全てを背負うということはないと思いますが、どういう形で絡めばいいのか、どういう形で協力し合えばいいのかというのは、これから知恵を出していかなければならないことではないかと思っております。

それ以外に、中間貯蔵とか、除染とか、まだまだやらなければならないことはたくさんございます。やります。必ずやりますし、我々が今、冒頭にもお話しましたように、1年半後に帰還困難区域を除いて帰れるというか、避難準備を解除するということを目指し

ておりますので、そこに向けて予算も、人員も、インフラ整備もしっかりと、これから皆さんと力を合わせてやらなければならぬなと思っておるところでございます。

非常に大ざっぱになりましたが、私からは以上でございます。

○浜田復興副大臣 続きまして、望月環境大臣、よろしく申し上げます。

○望月環境大臣 本日の皆さんの話を聞いていますと、中間貯蔵施設の関係を中心としてさまざまな御意見をいただいたということで、ありがとうございます。

環境省といたしましては、復興・創生期間において福島の実地が着実に進むように、関係者の皆さんの御理解、御協力をいただいて、この除染実施計画に基づく除染を予定どおり終えるべく、引き続き全力でまず基本的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、帰還困難区域の除染につきましても、ことし6月の閣議決定を踏まえまして、地域の復興のための不可欠なインフラ等については、関係省庁と連携し、個別に除染の実施を検討してまいりたいと思っております。

中間貯蔵施設の整備でありますけれども、地権者の皆さんに御理解をいただくことが大前提で、先ほど知事さんからお話ございましたように、丁寧に確実にということでございます。今後とも、そのお言葉どおり、丁寧な御説明を行ってまいりたいと思っております。

また、施設への搬入については、安全に、これも万全を期して取り組んでまいります。引き続き、地元の皆さんの御理解をいただきながら、できるだけ早く施設整備と搬入を進めてまいりたいと思っております。

また、フクシマエコテックのお話ございましたが、これを活用した特定廃棄物の埋め立て処分につきましても、丁寧な説明を心がけて、活用について御理解が得られるように、引き続き尽力をしてまいりたいと思っております。

それから、先ほど菅野飯館村長さんが、以前は井上副大臣がよく来ていたと。私も、私の後輩でかわいがっている一人だったのですが、まめたくて非常にいい副大臣だったと思っておりますが、我々のほうが決して手を抜いているわけではございません。しっかりと担当する政務に、飯館村等、皆さんにもっともっとしっかりと御意見を聞くようにしてまいりたいと思っております。

また、上遠野いわき副市長さんから、いわき市に中間貯蔵施設の用地交渉の拠点を設けたらどうかという提案がございました。こういう提案についても、より無駄がなく、そしてまた、しっかりとできるのであれば、そういった提案もしっかりと受けとめていきたいと思っておりますが、少なくとも、いわき市には環境省の浜通り事務所がございますし、その活用をまず図ってまいりたいと思っておりますが、皆さんの御提案についてはしっかりと受けとめて、検討させていただきたいと思っております。

それから、先ほど土地の問題がございました。まだまだしっかりと土地の交渉をしていくべきではないかということでございまして、我々、この土地の問題につきましても、中間貯蔵施設の用地交渉でありますけれども、登記簿上では2,400名の地権者がおります。こ

のうち環境省として連絡先を把握している約半数の1,200名の地権者の皆さんに連絡をとって、連絡が繋がらなかった方や、現時点で訪問を希望されない方もいらっしゃいますけれども、6月末までで850人の方々に個別訪問等をさせていただいて、これも早急にそういったものをもっと詰めていきたいと思っております。

私も国会で何回か答弁しているのですが、土地の所有者の皆さんはそれぞれ、2,400人いればその2,400の方が全員、自分の土地に愛着があり、また、さまざまな考え方があって、全てまとめて同じように交渉というわけにはいきません。ですから、そういった意味では丁寧に話を進めていかなければならないなということもございます。

ただ、建物等の物件を所有している皆さんの調査をまず進めておりまして、調査依頼をした方の8割から御承諾をいただいているということでございまして、日程調整ができた地権者の方々から順次物件調査を進めております。大変、最初のころに比べて、そういった話が進みつつあるということで、それぞれの皆さんにいろいろ御尽力いただいているおかげだなということで感謝を申し上げたいと思います。

ただ、やはり連絡先が不明な地権者、登記記録に記載されている地権者の方々は戸籍簿などの調査をすることで特定作業を進めておりますが、もう明治、大正、場合によっては江戸時代なのかなというようなどころまでさかのぼらなければならないということもございます。そういった方々が非常に多いということもございますので、今、司法書士といいますが、そういう専門家の方をお願いをして、それも特別な調べ方といいますが、一々手続が煩雑にならないような形で、なるべく早くできるような形をお願いして、やっただいております。ただ、最終的には本当にわからなくなってしまう方等もございます。これもそんなに少なくない数でございますので、強制執行などということを我々はとも考えておりませんが、一般的には財産管理人制度というものがございまして、財産を管理していただく方、弁護士とかさまざまな方がいらっしゃいますけれども、そういう方をお願いをして、そこで話が裁判所をお願いしてつくような形といいますが、しかしながら、やはり個人の財産でございまして、トラブルになることがないように丁寧にそういったものを進めていきたいと思っております。さまざまな皆さんのおかげで、最初に比べると大分順調に進んでいるということでございます。

今、申し上げた点も含めまして、いただいた御意見を政府としてしっかりと検討して、今後の施策に生かしてまいりたいと思っております。

最後になりましたけれども、国としては責任を持って除染と中間貯蔵施設の整備、それから汚染廃棄物の処理等に向けて、適時適切に皆さんに情報をしっかりと発信していかなくてはいけないし、引き続き全力を尽くしてまいりたいと思っております。今後とも、先ほどお話がございましたように、福島に積極的に足を運びまして、地元の皆さんと綿密に連絡をとって、確かな信頼関係のもとに福島の復興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも皆さんの御協力のほど、よろしく願いいたします。

○浜田復興副大臣 続きまして、高木経済産業副大臣よりお願いいたします。

○高木経済産業副大臣 きょうはいろいろな意見をありがとうございます。

経済産業省として、また、原子力災害の現地対策本部として、さまざまにいただいた意見の中で、きょうの段階でお答えできることを私からお話しさせていただきたいと思いません。

まず、1Fについて御意見いただきました。松本町長からもありましたように、発信をしっかりとしろという、これはこれまでの福島評議会でも何度か御意見いただきまして、正直、今、東電がDVD、ビデオ、映像にしてホームページに掲載しています。檜葉の避難指示解除のための住民説明会で、そのDVDを何度か使わせていただきました。やはり住民の皆さん方にとってみれば、ビフォー・アフターで4年前の映像のイメージしかありません。今は大分変わっているということをしかりと動きの中で見ていただくことが大切だということで、今、経済産業省で、3・11から4年半、どのように第一原発または周辺の避難地域、もう既に田村、川内が解除されまして、さらに今度、檜葉も解除されますけれども、除染の状況等も踏まえまして、映像を今、作成しております。9月の段階で何とかひとつつくり上げて、これはまずは英語版をつくりますので、いわゆる海外に対する風評払拭のために全ての在外公館にも配るということで、今、計画をさせていただいておりますので、でき次第、各自治体、さらには各団体等にもお届けさせていただいて、さまざまな形で見ながら、その状況を把握していただこうと、そういった情報発信を考えております。

さらに、1Fの問題でございますが、着実に一步ずつ進んでおります。しかしながら、なかなかマスコミのほうでも、進んでいる状況というのは余り報道されず、マイナスのほうで報道されると、これがまた風評被害につながるという悪循環がいまだに続いております。そうやってマスコミを批判しても仕方がないので、いかに住民の皆さん方に御理解をいただいくかということで、これは今、私どものほうでも検討しているのは、今後、避難指示解除準備区域、そして居住制限区域をこの2年間で解除する方向で努力してまいりますので、例えば行政区長の皆さん方に1Fの中を視察していただこうかと。この1F自体を自分の目で見ていただくということで、例えば議会ですとか諸団体の方は、いろいろな形で見ることもあるのですけれども、なかなか1回見ただけではよくわかりません。そういった部分では、そういうものを継続的にしていけるように。

ただ、今現在、7,000人の作業員が作業しているということもありますので、これは東電と相談をしながら、自分の目で1Fを見ていただくというような形で、長い時間作業しなければいけないときはタイベックを着なければいけませんけれども、入られた方は御存じのように、1号機、2号機、3号機、4号機から直線距離で200～300メートルの免震重要棟まではこの格好で入るわけです。そういったことも一般の方々は知らないし、それぐらい変わっているのですよということをしかりと伝えていけるようにしてまいりたい、このようにも考えております。

イノベーション・コースト構想につきましては、これまで知事にも御出席いただいて、また、15の自治体の首長の皆様方にも御参加をいただいて推進会議をずっとやってまいり

まして、まとめさせていただきました。そして、今回の12市町村の将来像にもしっかり位置づけていただく。さらには今回の骨太の方針、政府の方針としてもしっかりと位置づけていただきました。そういった中でなかなか見えないという、まさにまだこれからのものですから、その第1弾でもございますが、今、檜葉に建設中のモックアップ施設が、この9月には研究管理棟ができ上がって、来年の春ごろには試験棟が完成いたします。そのような形で、まず拠点となる場所が見え始めるということ。

もう一つは、推進会議でも申し上げましたが、拠点があつたとしても、拠点だけではどうしても、その町が復興するということになりませんので、その拠点に来る研究者の方、技術者の方、そういった方々が、では、どこに居を構えるのか、住むのか、または商業施設をどこに置いて、その方々がどこで買い物をするのか、面的に捉えていくことが大切であるという認識を推進会議でも持たせていただきました。

そういった部分では、12市町村の将来像にもありますように、広域的な連携の中で、国のほうは3つの大きな柱、県のほうは農業ですとか環境問題等も含めて、あらゆる角度の拠点づくりということでやっておりますので、これは国と県がしっかりと連携をとりながら、地元の自治体、市町村と連携をとって、しっかりとまずスタートを切ってまいりたいと考えております。

あと数年もしますと、それが本当に目に見えて、なるほど、こういう形になるのだと。今はそれぞれのロボットの拠点、例えばこの南相馬でもロボットの実証区域の利用が始まるので、そういう形では、これから形として出てくると思います。

あと、立地補助金の問題でございますが、これは現在、来年度の予算編成、概算要求に向けて検討しているところでございます。それぞれの自治体の皆様方、さまざまな御意見があると思います。ただ、今申し上げたイノベーション・コースト構想という15市町村でやっていこうという流れの中で、やはり広域な連携もしていただくということで、そういった部分はしっかりと視野に入れながらやらなければいけない、このように経済産業省としては認識しております。ここのところはまたしっかりと連携をとりながら、企業が立地できるようにさせていただければと思います。

2月の福島復興再生協議会のときに、宮沢経産大臣から、企業立地については経済産業省全省挙げて取り組むとの発言がありました。その後すぐさま省内にプロジェクトチームをつくり、この半年の間に100団体以上、例えば鉄鋼連盟や自動車工業会などの業界団体に、この企業立地補助金を含め、福島への企業誘致について説明を繰り返してまいりました。そういった中で、ようやく景気の回復もあり、福島へ進出をしようかなという話が出始めております。まだ結果は出ておりませんが、そんな中で、この企業立地補助金の紹介をすると、企業は、やはり交通網とか物流の拠点でどうするかを考え、大半が中通りへの進出を希望します。郡山や福島、白河は、東北道と東北新幹線の2つがあるからです。いよいよこれから浜通りが復活をしようとするときに、果たしてそういうやり方でいいのかどうか。この点は、県またはそれぞれの皆さん方の御意見も承りたいと思います。いよ

いよこれから避難指示を解除して、浜通りが、この12市町村、または15市町村がいよいよ復活をしていくときにあって、企業を呼んできたとしても全部中通りに進出してしまう、これが果たしていいのかどうかということは、逆に福島の皆様方にも御検討いただきたい問題だと思います。

それと、賠償につきまして、これは閣議決定を踏まえまして、その上で東電のほうとして方針を決定させていただきました。特に風評被害に対する賠償について、個別に今後やっていくということについては、現実的に丁寧にするというのが一番大切であって、そのところは国のほうとしてもしっかりと東電を指導しながら取り組ませていただきたいと思っております。

あと、先ほど国のほうからの御説明で、官民合同チームということで、いよいよ今月中にスタートを切らせて、まずは被災地域、避難地域の12市町村でございますが、約8,000の事業所を個別訪問させていただきたいと思っております。その一方で、渡邊会長からもありました経営相談の支援員、これはこれで、やはり福島全体としても大変重要な問題であると私どもは認識しておりますので、この件につきましてもしっかりと検討を重ねて、協力できるように努力してまいりたいと考えております。

あと、馬場町長から、今後、解除に向けたさらなる準備のために、除染やインフラや医療や商業といったものの対応が必要だというお話がございました。今回の昨日行われました原子力災害対策本部で総理のほうからのお話がございまして、まさにこの解除をするためには、除染をして、インフラが復旧しても、やはり戻るための生活基盤をしっかりとしなければいけない。そうなりますと、今、御指摘いただいた医療や商業施設、そのほかさまざまな教育の問題、いろいろあると思っております。そうなりますと、これは経済産業省だけではどうしてもできないので、そこは横串を刺して、例えば医療や介護でございましたら厚生労働省が、または農業関係だったら農水省が、さらには教育であれば文科省が、そういうものが一体となって、平成29年の春を目指して連携をとりながら、地元の自治体との中で解除を目指してやっていく、そういう体制をとることになりましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

あと、菅野村長からありました、帰還にはある程度の生活支援が必要という話、これは前々からお話をいただいております、賠償の部分でいきますと、公平にという話の中で、帰還困難区域または居住制限区域、避難指示解除準備区域、30キロ圏の広野を含めた地域、去年解除した田村、川内も、指定をされた地域とそうではない地域、さまざまな状況がある中で、いかに公平感を持っていただくかということで、ずっとやってまいりました。しかしながら、なかなか全員が御理解、納得をするという場面ではないことも私たちは認識しております。そういった中で、本当に皆さん方が解除してすっきりとふるさとに戻れるような観点というものは、しっかりと今後も検討を重ねて、また、いろいろと御意見を承りながらやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○浜田復興副大臣 先ほど福島県農業協同組合の橋本会長代理からいただきました給食の問題、また、伊藤町長からいただきました野生キノコの問題、また、立谷市長からいただきました医療系人材の問題につきまして、復興庁熊谷統括官より回答させていただきます。

○熊谷統括官 学校給食の件につきましては、これまでも放射性物質が学校給食から出たという例はございませんし、文科省のほうでも、学校給食の食材の選定において風評被害の拡大になるようなことは厳に慎むようにということを2回にわたり文書で関係団体あるいは教育委員会等に通知をしております。そういう意味におきまして、学校給食については、風評被害が広がらないようにきちんと対応していくということは、文科省も十分認識をしながら、引き続き取り組んでいくということだと思います。

ただ一方、学校給食の県産材の利用率が実は福島県は他県に比べて若干低いということもあるものですから、そういう面では、まず県内の学校給食でよりよく使うということも、風評払拭の一助になるのかなという感じもしているところでございます。

2番目の野生キノコの問題でございますけれども、野生キノコは放射性物質の検査結果が安定して基準値を下回ることを確認できれば解除が可能ということが原子力災害対策本部の一定のルールではございますけれども、野生キノコというのはばらばらな形でとれるものですから、どういう検査体制を行った上で解除できるかというルールがなかなかまだ固まっていないというところがあって、今、農水省のほうでもこのことを十分しっかり受けとめて、どうしたらいいか、他県の状況等を見ながら検討していると聞いておりますので、その状況をまた改めて御報告させていただきたいと思っております。

それから、医療体制の確保あるいは医療人材の確保、馬場町長からも、立谷市長からも御指摘がございました。御案内のように、福島県の医療体制の構築につきましては、これまで医療再生基金を積んで、さらに積み増しを行うことで人材確保等を進めてきたわけでございますけれども、27年度に計画が切れるということで、計画期間の延長につきましては、今後、厚生労働省が福島県から全体計画の進捗状況を聞いた上でこの方針を整理していくと言っておりますので、その中で対応していきたいと思っております。

また、12市町村の将来像の中でも、一次医療も、また二次救急医療の体制についても、きちんと浜通りでの医療提供体制をしっかり整えるということは非常に重要な課題なものですから、今回、福島県において検討会を立ち上げるということも聞いておりますので、その中で国の厚生労働省の本省も、また復興庁も入って、今後、福島県の医療体制あるいは医療人材の確保をどうしていったらいいか、積極的に関与しながら、相談しながら組み立てていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○浜田復興副大臣 以上、この場でお答えできるものにつきましてはお答えさせていただいたつもりでございますが、その他のいただいた御意見につきましてもしっかりと受けとめさせていただきまして、今後の施策に反映させていただきたいと思っております。

それでは、最後に、議長であります竹下復興大臣より締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○竹下復興大臣 本日は、本当にお忙しい中、また暑い中、お集まりいただき、熱心な御議論をいただきましたこと、改めて心から感謝をいたします。と同時に、きょういただきましたさまざまな御意見、あるいは要望等々、すぐできるもの、あるいは検討しなければならないもの等々ございますけれども、いずれもスピード感を持って、聞きおきました、では半年後、1年後に回答しますなどということを我々はしませんので、できるだけ早いタイミングで皆さん方の御要望なり、要請なりにどう応えるか。できるもの、できないもの、もうちょっと時間をくれというものも、いろいろなものがありますけれども、スピード感を持って対応させていただきたいと思っております。

8月末の概算要求の締め切りに向かいます、きょうの御意見は大変参考になりましたし、これからまさに皆さんと一緒に復興の加速化をやっていくという共通の思いを、私はこの議論を通じてまた確認することができたなという思いも感じております。

きょうは大変ありがとうございました。

○浜田復興副大臣 ありがとうございました。

本日の会議資料につきましては、全て公表とし、また、議事につきましては、構成員の確認をいただいた上で、復興庁ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。会議の内容につきましては、この後、ぶらさがり記者会見におきまして、竹下復興大臣からブリーフィングを行います。

本日の会議はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。